

令和7年12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年12月10日（水） 午後3時00分

開催場所 岐阜市役所 庁舎6階 6-1 大会議室

出席委員 岩佐 哲司・江崎 和浩・江崎 美咲・河田 均
酒井 勉・楣下 信孝・高橋美穂子・館林 朋子
永田 俊幸・西垣 隆・野々村 貢・林 明
林 安廣・藤吉 理功・松野 芳正・山口 貴範
山中 敏彰

欠席委員 清水 健吉

議長 栗本 恒雄

農地利用 最適化推進委員会 伊藤 一仁・塩谷 芳美・大野 政司・大野 達朗
小川 正美・加藤 一夫・加納 啓吉・棄原 修司
神山 肇・小林 英彦・近藤 敏弘・酒井 秀夫
高橋 正男・田中 光弘・玉田 昇三・戸崎 和美
野水 千尋・平手 金治・堀 美勝・本田 忠男
松岡 靜典・村瀬 東三・森瀬 秀雄・柳原 芳靖

事務局 事務局長 三嶋 克之 主幹 小栗健一郎
副主幹 佐藤 智香 主査 佐々木宗弘
主任主事 桂川 裕貴 主事 藤野 元志
主事 可児 匠

議事	議案第 53 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について 議案第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 議案第 56 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について 議案第 57 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に 係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の 審議について 議案第 58 号 特定農地貸付けの承認について 報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について 報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理 の報告について 報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理 の報告について
----	--

議長	それでは、令和7年第12回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議長	議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。 それでは、議席番号2番、梶下信孝委員、議席番号3番、西垣隆委員の両委員よろしくお願ひいたします。 なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。
議長	それでは、議案の審議に入ります。 議案第53号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転12件、以上を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
小栗主幹	それでは、議案第53号について説明いたします。 農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。 3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する、営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。 今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。 2ページをお願いします。 1番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。 2番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。 3番、長良地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。 申請地では、柿を栽培するものです。 4番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。 3ページをお願いします。 5番、三里地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。 申請地では、野菜を栽培するものです。 6番、南長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。 申請地では、野菜を栽培するものです。 7番、南長森地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

8番、北長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では、水稻を栽培するものです。

4ページをお願いします。

9番、木田地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

10番、鏡島地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では、野菜を栽培するものです。

11番、鏡島地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。

131平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、取得後は、野菜を栽培するも予定です。

5ページをお願いします。

12番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では、野菜を栽培するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第53号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1番から4番、長良地区は酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1番、2番及び4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

3番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

11月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

受人は、それぞれ地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、三里地区は江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

12月1日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番から8番、南長森地区、北長森地区は林明委員、お願いします。

林(明)委員

6番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

11月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の家族と共に現地立会いを行いました。

申請地では、小松菜、大根、ほうれん草等を栽培される予定です。

受人は地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

7番の申請は、農業経営の安定を図るため、共有者から受人へ畑を譲り渡すものです。

11月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、サツマイモ、さといも等を栽培される予定です。

受人は地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

8番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月5日に事務局職員、及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

9番の申請は、農業経営の安定を図るため、共有者から受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番及び11番、鏡島地区は江崎美咲委員、お願ひします。

江崎委員

10番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畠を譲り渡すものです。

12月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

11番の申請は、世帯内贈与で受人へ畠を譲り渡すものです。

12月2日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、12番、芥見地区は、事務局から説明いたします。

小栗主幹

12番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畠を譲り渡すものです。

12月4日に農地利用最適化推進委員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜が栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

議案第53号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御意見もないようですので、採決に入ります。

議案第53号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 54 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹 それでは、議案第 54 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
7 ページの総括表をご覧ください。
今回は、1 件、99 平方メートルです。8 ページをお願いします。
1 番、北長森地区の申請は、農地の嵩上げで一時転用するものです。
申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。
以上でございます。

議長 ただいま、議案第 54 号について事務局から説明がありました。
議案第 54 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 54 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長 続きまして、議案第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 6 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小栗主幹 それでは、議案第 55 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。
10 ページの総括表をご覧ください。
今回は、6 件、合計 10,893 平方メートルです。

11 ページをお願いします。

1 番、岩地区の申請は、所有権移転により、建設業資材置場に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、貸ゴルフ場用地に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。

第 2 種農地ですが、転用目的が隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、当該農地の転用面積が事業全体面積の 3 分の 1 を超えてないことから、例外的に許可し得るものです。

3 番、芥見地区の申請は、所有権移転により、貸駐車場・資材置場に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

4 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

12 ページをお願いします。

5 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、一般個人住宅敷地への通路に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えないため、例外的に許可し得るものです。

6番、柳津地区の申請は、所有権移転により、輸送用機械器具卸売業倉庫及び事務所に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

また、一部の農地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設があるため、第3種農地と判断します。

第1種農地ですが、転用目的が、県承認済の地域経済牽引事業計画に基づき、岐阜市の土地利用調整区域において施設用地を整備するものであるため、例外的に許可し得るものです。

また、第3種農地については許可し得るものです。

なお、6番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模案件になりますので、37 ページに位置図を付けてございますので、ご確認ください。転用される場所は、柳津生涯学習センターから、北西へ約 900 メートルほどの農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 55 号について事務局から説明がありました。

6番、柳津地区の申請について、現地調査を行いました。

それでは、6番、柳津地区については、江崎和浩委員、お願ひします。

江崎委員

6番の申請は、輸送用機械器具卸売業倉庫及び事務所として転用するものです。

12月1日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しております、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第 55 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 55 号について、賛成の方は举手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第 56 号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、今回の申請は、2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 56 号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

14 ページをお願いします。

1 番、芥見地区の申請は、令和 7 年 6 月 17 日付で農地法第 4 条許可済です。

この度、当初計画の畠地転換工事に係る施工業者の発注に時間を使し、事業計画期間内に施工を完了する見込みがたたないことにより期間延長が必要であるため、事業期間を変更するものです。

変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

2 番、芥見地区の申請は、平成元年 8 月 9 日付けで農地法第 5 条許可済みです。

当時の許可後、当初事業計画者は岐阜市への転居予定がなくなり、あわせて当初計画の建物を建築しないこととなりましたが、この度、変更事業計画者に農地を所有権移転するとともに、貸駐車場・資材置場として転用するため事業計画を変更するものです。

変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であること、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 56 号について、事務局から説明がありました。

議案第 56 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 56 号について、賛成の方は挙手願います。

【多数挙手】

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定といたします。

議長 続きまして、議案第 57 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹 それでは、議案第 57 号について説明いたします。

15 ページをお願いします。

今回は、1 件提出されており、明細は 16 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計 7,398 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、登記事項全部事項証明書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第 57 号について、事務局から説明がありました。

議案第 57 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 57 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長 続きまして、議案第 58 号、特定農地貸付けの承認について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 58 号について、説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第 3 条の許可が必要となります。次に 5 つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5 つの条件とは、1 つ目、1 区画が 10 アール未満の貸し付けであること。2 つ目、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。3 つ目、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。4 つ目、5 年を超えない貸付期間であること。5 つ目、その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

18 ページの申請明細をご覧ください。

1 番、茜部地区の申請地は、市街化区域内の畠で、面積が 165 平方メートル、貸付区画が 4 区画、貸付期間が最長で 5 年です。

貸付協定は、令和 7 年 11 月 13 日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの 5 つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 58 号について、事務局から説明を受けました。

議案第 58 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 58 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 36 号から第 38 号について、事務局の説明を求めます。

小栗主幹	<p>それでは、報告第 36 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。</p> <p>20 ページをお願いします。</p> <p>許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。</p> <p>届出は、27 件、合計 45,114.55 平方メートルです。</p> <p>続きまして、報告第 37 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。</p> <p>22 ページをお願いします。</p> <p>市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。</p> <p>届出は、8 件、合計 3,189.11 平方メートルです。</p> <p>明細は、23、24 ページです。</p> <p>続きまして、報告第 38 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。</p> <p>26 ページをお願いします。</p> <p>市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。</p> <p>届出は、42 件、合計 17,546.01 平方メートルです。</p> <p>明細は、27 ページから 36 ページです。</p> <p>農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 7 年 11 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	議案、報告は以上になりますが、何かございますか。
議長	御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 41 分閉会を宣す。